

【介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型通所介護 ご利用料金】

総合事業対象者・要支援1	1,718	1月につき
総合事業対象者・要支援1 日割	57	1日につき
要支援2	3,521	1月につき
要支援2 日割	116	1日につき

【加算料金】

※利用料のほか、次の料金が加算されます。

・通所型サービス若年性認知症受け入れ加算	若年性認知症受け入れ加算	247	1月につき	
・通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合	-387	1月につき	
・通所型サービス同一建物減算2		-773	1月につき	
・通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動	103	1月につき	
・通所型運動機能向上加算	運動器機能向上グループ活動	231	1月につき	
・通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算	206	1月につき	
・通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上	154	1月につき	
・通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上	165	1月につき	
・通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	運動器機能向上及び栄養改善	493	1月につき	
・通所型複数サービス実施加算Ⅰ2	運動器機能向上及び口腔機能向上	493	1月につき	
・通所型複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上	493	1月につき	
・通所型複数サービス実施加算Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	719	1月につき	
・通所型サービス事業所評価加算	事業所評価	124	1月につき	
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1	91	1月につき
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2		要支援2	181	1月につき
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援1	74	1月につき
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2		要支援2	148	1月につき
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1	25	1月につき
・通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2		要支援2	50	1月につき
・通所型生活機能向上連携加算Ⅰ	3月に1回を限度	103	1月につき	
・通所型生活機能向上連携加算Ⅱ1		206	1月につき	
・通所型生活機能向上連携加算Ⅱ2	運動器機能向上加算を算定している場合	103	1月につき	
・通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6月に1回を限度	21	1回につき	
・通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6月に1回を限度	6	1回につき	
・科学的介護推進体制加算		41	1月につき	

・新型コロナウイルス感染症対応：令和3年9月30日まで所定単位数の0.1%が加算

【その他利用料金】

食事代(おやつ代込み)	700円
尿とりパット	55円
Dパンツ M~L	170円
Dパンツ L~LL	200円

☆当日利用をキャンセルされた方は、500円徴収させていただきます。

☆こちらは1割負担の料金表となります。2割/3割負担の方につきましてはご連絡下さい。